

## 桶川市ふるさと納税記念品協力事業者募集要領

平成28年12月2日 市長決裁

改正 平成30年10月31日市長決裁

令和4年10月31日市長決裁

令和5年3月31日市長決裁

### 1 趣旨

この要領は、本市へのふるさと納税の促進並びに地元特産品を通じた本市の魅力発信及び市内経済の活性化を図るため、桶川市ふるさと納税制度実施要綱（平成25年桶川市告示第83号）に基づき本市にふるさと納税をしていただいた方（以下「寄附者」という。）に贈呈する商品、サービス等（以下「記念品」という。）の提供に関する協力事業者を募集することについて、必要な事項を定めるものとします。

### 2 協力事業者の要件

協力事業者とは、次の要件を満たす事業者とします。

- (1) 市税の滞納がないこと。
- (2) 代表者等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に掲げる暴力団の構成員等でないこと。
- (3) 寄附者に関する個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び関係法令を遵守すること。

### 3 記念品の要件

① 記念品の対象となる商品、サービス等は、次の要件を満たすものとします。

- (1) 本市の魅力を体感し、又は伝えることができるものであること。
- (2) 市内で商品の生産、製造若しくは加工を行っているもの又は市内でサービスを提供するものであること。
- (3) 品質及び数量の面において、安定供給が見込めるものであること。

この場合において、期間限定又は数量限定で供給するものについて

は、当該期間内又は数量内で安定供給が見込めるものであるものとする。

(4) 食品の場合、商品情報（使用原材料）等の開示が可能で、かつ、賞味期限が4日間以上確保できるものであること。

(5) 発送できる状態で梱包がなされていること、又は記念品の発送依頼を受けた場合、遅滞なく発送ができること。

(6) 電気製品、プリペイドカード、電子マネー等、金額の記載があるもの又は換金性の高いものでないこと。

② 記念品については、単一のもの又は複数の商品、サービス等を組み合わせたものとしします。

#### 4 記念品の提供に要する費用

① 記念品として提供する商品、サービス等の額は、寄附金額の3割以下の額としします。

② 市長は、事業者に対し、商品、サービス等の額、梱包代その他の記念品の提供に要する費用を支払います。

#### 5 記念品の発送について

記念品の発送については、次のいずれかを選択することができます。

① 協力事業者において発送

② 本市が指定する事業者において発送

#### 6 協力事業者の特典等

協力事業者には、協力事業者の商品、サービス等のPRが可能となるよう、次の特典を付与します。

(1) 市HP等において協力事業者の名称並びに記念品の名称及び画像を掲載する。

(2) 市HP等において協力事業者のHPへのリンクを貼ることができる。

(3) 寄附者への記念品発送時に協力事業者のパンフレット等を同梱することができる。

## 7 事業者登録及び変更方法

- ① 別記様式「桶川市ふるさと納税記念品協力事業者（参加・変更・辞退）申込書」に必要事項を記入し、及び必要な書類を添えて、市長に提出するものとします。
- ② 市長は、①の内容を審査し、適正と認めたときは、当該申込みをした事業者を協力事業者として認定するとともに、当該申込みのあった商品、サービス等を記念品として認定します。

## 8 その他留意事項

- ① 協力事業者は、寄附者の個人情報をもとに法令に基づき適正に取り扱わなければならないとします。
- ② 協力事業者は、登録された記念品を追加、変更し、又は辞退する場合は、当該変更し、又は辞退する日の30日前までに「桶川市ふるさと納税記念品協力事業者（参加・変更・辞退）申込書」を市に提出、又は市長の認める方法により申請し、市長の同意を得なければならないとします。
- ③ 協力事業者は、記念品の品質等に関して寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応し解決に努め、その内容について市に報告するものとします。
- ④ 市長は、協力事業者又は記念品がこの要領に定める要件に適合しなくなったと認めた場合は、記念品の調達を休止し、又は記念品としての登録を解除することができます。

### 附 則

この要領は、決裁の日から施行する。

### 附 則（平成29年6月1日市長決裁）

この要領は、決裁の日から施行する。

### 附 則（平成30年10月31日市長決裁）

この要領は、平成30年11月1日から施行する。

附 則（令和４年１０月３１日市長決裁）

この要領は、令和４年１１月１日から施行する。

附 則（令和５年３月３１日市長決裁）

この要領は、令和５年４月１日から施行する。

桶川市長 宛

住所又は所在地

事業者名

代表者氏名

桶川市ふるさと納税記念品協力事業者（参加・変更・辞退）申込書

桶川市ふるさと納税記念品協力事業者募集要領に基づき、別紙のとおり申し込みます。

なお、参加の申込みにあたっては、次の事項に相違ないことを誓約するとともに、これらの事項について、市職員が関係機関に確認することに同意します。

- (1) 市税の滞納がないこと。
- (2) 代表者等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員等でないこと。
- (3) 寄附者に関する個人情報について、個人情報の保護に関する法律及び関係法令を遵守すること。

事業者情報（問い合わせ先）

1 申込区分	<input type="checkbox"/> 参加 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 辞退		
2 担当者氏名			
3 事業者情報	電 話：		
	メー ル：		
	ホームページ	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし
	URL リンク	<input type="checkbox"/> 希望する	<input type="checkbox"/> 希望しない

